

令和3年11月双葉町農業委員会定例総会会議録

1. 日 時 令和3年11月22日(月)13時20分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

日程第3 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

日程第4 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

出席農業委員

議席1 大橋 利一 委員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鶴沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員 議席5 欠 席 議席6 高木 幸恵 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳

農業振興係長(併任) 大和田千歳

主査(併任) 箭内 洗平

6. 開会

○相楽事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会11月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

悪天候の中ご苦勞様です。新型コロナウイルスの感染拡大もようやく下火となり、私たちも安堵した気持ちとなりました。しかし一方で第6波に備え3回目のワクチン接種が計画されており、まだまだ予断を許さない状況です。個人個人が注意していただきたいと思います。10月31日には衆議院の選挙が実施され自民公明の連立与党が勝利し、以前と変わらぬ政権運営となりました。福島県内では立候補者12人のうち比例復活を含め、結局9人が当選となり私たち第5区だけが一人の議員となり複雑な思いが残ったのは私一人ではないかと思えます。いずれにしても福島県内の基礎産業は農業であり、各議員にはしっかりとした仕事をお願いしたいと思います。去る11月15日は双葉町役場仮庁舎建設工事の起工式が実施されたようであります。双葉駅前東側正面にあり、この上ない条件のところでもあります。完成は来年6月頃と伺っており、いよいよ町が始動していくようで完成を心待ちにしております。以上です。

8. 議事

○相楽事務局長

どうもありがとうございました。議事に入ります前に高田農業委員より欠席の旨ご連絡があり

ましたのでご報告いたします。それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしく申し上げます。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年11月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○相楽事務局長

会務報告を報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には、2番・木幡治委員、7番・澤上榮委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、報告議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○相楽事務局長

資料3ページをご覧ください。日程第2、報告議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて」をご説明いたします。本案件はすでに9月17日に開催されました定例総会にてご審議をいただき、許可となっておりますが、東北電力ネットワーク株式会社と双葉町建設課との協議の結果、排水計画が変更となり、令和3年11月4日付けで農地法第5条の規定による許可申請の取下願出書が提出されたため、これを受理いたしました。以上報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続きまして日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○相楽事務局長

資料6ページをご覧ください。議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和3年11月22日提出。双葉町農業委員会会長 泉田健一。

借受人は田中・青木あすなろ復旧復興建設共同体田中建設株式会社 代表取締役社長 木下弘行氏です。貸渡人は双葉郡双葉町大字長塚字町西××番地 ××××氏、双葉郡双葉町大字新山字本町×× ××××氏。許可を受けようとする土地は長塚字町西×× 地目田 面積××㎡、新山字東館×× 地目畑 面積××㎡の合計××㎡となります。場所になりますが、JR常磐線こ線橋があり、その下の土地となります。転用目的は双葉駅西第一地区一団地の復興再生拠点市街地整備事業の流末水路整備のための施工ヤード及び工事用資材置場として使用するためです。資料 28 ページ土地利用計画図をご覧ください。資材置場××㎡、残土置場××㎡、重機スペース××㎡、通路及び作業スペース××㎡の合計××㎡となります。土地の選定理由として申請地は工事箇所隣接しているためです。排水につきましては、掘削時の湧水はポンプを設置し作業時排水を行い、雨水は既設水路へそれぞれ導きます。工事完了時にはシートと鉄板を撤去し、土が締まった場合には耕起を行い農地へ復元します。以上、ご審議よろしくお願いたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を調査委員である大橋委利一委員より報告願います。

◇大橋委員

議案第2号につきまして、11月9日に事務局員2名と共に現地確認をしてきました。申請の内容のとおり周辺農地には影響がないように対応されるということで支障はないと判断します。以上報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして日程第4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○相楽事務局長

資料45ページをご覧ください。議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和3年11月22日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

借受人は東北電力ネットワーク株式会社 執行役員福島支社長 青野浩文氏です。貸渡人は双葉町大字中野字江又×× ××××氏、双葉町大字長塚字谷沢町×× ××××氏となります。

内容につきまして、本案件はすでに9月定例総会にてご審議いただき許可となっておりますが、東北電力ネットワーク株式会社と双葉町建設課との協議の結果、排水計画が変更となったため再度申請書の提出となりました。資料62ページ、用排水計画図をご覧ください。計画図上、当

該農地北東角部に設置されております集水柵ですが、別添の修正前計画図では青く集水柵と変電所建設予定地北西角部にありますが、これが右上角部分に移ります。当初の計画では所定の排水量を流下することができないため集水柵を北東角部への設置に変更しております。その他の内容は前回の申請より変更はありません。

尚、本件についての現地確認調査につきましては9月定例総会時に行っているため、省略させていただきます。以上、ご審議願います。

◆議長（泉田会長）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

◇大橋委員

今回の集水柵の位置変更のように軽微な変更でも審議にかけなくてはいけないのですか。

○相楽事務局長

県と協議の結果、町判断ということでしたので事務局として、皆様から同意を得たうえで提出をさせていただくこととなりましたので、今回議案として審議いただきたいと思います。

◇大橋委員

敷地の範囲内で、現実問題として現場が動き出せばこのような変更は多々出てくるので対応が大変になってくるようになる。

◆議長（泉田会長）

その他ございませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第3号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 13 時 53 分）

引続き、下記事項について協議

（1）令和3年12月定例総会の開催及び日程について

引続き、下記事項について報告

（1）農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

（2）琵琶迫ため池除染工事に伴う農地の一時利用について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長..... 泉田 健一..... ⑩

議事録署名人..... 木幡 治..... ⑩

議事録署名人..... 澤上 榮..... ⑩